

(第三十四部)

第二回 参議院決算・國土計画連合委員会會議録第一号

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)
午前十時四十三分開会

委員氏名

委員長 下條 康慶君
理事 太田 敏兄君 理事 西山 龜七君
理事 伊達源一郎君
岩崎正三郎君 堀 眞琴君
吉川末次郎君 今泉 政喜君
北村 一男君 中川 幸平君
田方 進君 竹中 七郎君
谷口彌三郎君 平野善治郎君
深川タマエ君 小野 哲君
駒井 藤平君 鈴木 憲一君
帆足 計君 山崎 恒君
山下 義信君 兼岩 傳一君
千田 正君 小川 友三君
西田 天香君

國土計画委員

委員長 赤木 正雄君
理事 原口忠次郎君 理事 島津 忠彦君
岩崎正三郎君 島田 千壽君
石坂 豊一君 小林 英三君
平沼彌太郎君 石川 一衛君
田方 進君 田中 信義君
仲子 隆君 安部 定君
大山 安君 高田 寛君
久松 定武君 北條 秀一君
町村 敏貴君 兼岩 傳一君
國井 淳一君

建設省設置法案(内閣送付)
(下條康慶委員長席に著)

第三十四部 決算・國土計画連合委員会會議録第一号 昭和二十三年六月二十六日【参議院】

○委員長(下條康慶君) 只今から決算、國土連合委員会を開きます。今お手許に新しい印刷物をお配り申上げましたが、それは地方支分部局の中、建築主張所をとりました案ができましたので、お手許に配付したわけであり、二條の更に修正でございます。

一松大臣がお見えでございますから、どうぞ御質問をお願いいたします。○兼岩傳一君 ちよつとお尋ねしたいのでありますが、総理が来られまして、一つその根本的に問題を徹底的にお尋ねしたのでありますが、そのお尋ねする前提として、昨日政府から資料として頂きました、建設省所管事項の区分のものにありますが、行政調査部の建設省設置要綱と、暫定案と、二つの事柄が許かれておりますが、大臣或いは他の政府委員でも結構ですが、お尋ねしたいことは、行政調査部が建設省設置について約二年に亘つて活動して、この案を得ておる。その案に暫定案と要綱案と二つあるが、それと今回政府の提出されておる案とどういう関係があるか、この行政調査部の二つの案については、どういう内面的な関係を持つておるのか、それからそれらの案と今回出されておるものとの間に、どういう関係があるか、つまり行政調査部の星なる調査をしておつて、それと全く関係なく提出されておるのか、こういう行政調査部の調査、研究及び案を最も有力なものとして立案しておられるのか、この両者の関係、内容、そう

いう点をお尋ねしたのであります。

○國務大臣(一松定吉君) 先づこの行政調査部の暫定案と、調査要綱の案から申上げますが、これはつまりいわけの理想案であります。大建設省を作るのには、この行政調査部建設省設置要綱案というものの通りにすれば、これがいわゆる大建設省が作れるのであります。さういふ意味において作れば、殆んど理想に近い案である。併しそれではこの農地の改良とか、電力開発及び送電施設、或いは農地開墾及び干拓というようなものでも、ここに大建設省を作るために吸収するということ、多少、殆んど至難である。それならば、それだけのものを除いたところの國立公園の施設とか、或いは山林の砂防とか、水道及び下水道とか、林道とか、特別調整地とか、職業学校の緊急復旧補修整備工事とか、裁判所及び業務機關建物の管轄とか、或いは港灣の建設、維持及び管理、公有水面に関する事項、或いは漁港及び漁業土木施設とか、或いは運河建設本部の吸収とかという程にできれば大変に結構である。さういふうちに、これが行政調査部で調査した案です。ところがこの暫定案にすれば、それは非常に結構であるが、急速に建設省をここに昇格せしむるのには、この暫定案でも、なか／＼構想折衝の困難があるからして、取敢ず今回は、さういふような時間を要するやうな困難

問題の後日に見送つて、さうして最も易いところの、いわゆる運輸省の建設本部という、あまり問題のないものをだけ吸収して、取敢ず建設省に昇格せしめて、あとは徐々に、その本体ができたならば、検討して吸収するやうな措置を講ずることが最もよろしい。さうしなければ、急速に間に合わない。急速に間に合わないことによつて、いろいろ重大な仕事を持つておる建設院が建設省に昇格ができなかつたということになれば、建設行政のためには非常な不幸だ。さういふ意味において今度の提案を見るに至つたのであります。さういふ御了承をお願いいたします。

○兼岩傳一君 暫定案が理想案だといふことは分りましたが、暫定案の外に一つ要綱案というので、側線が引いてあります農地の改良と電力開発、送電施設、それから最後の方に農地の干拓及び開墾、この三つについてアンダーラインして、さうしてこれが要綱案となつておるのです。この暫定案と要綱案とはどういう関係があるかといふこと。それから行政調査部が活動を始めてから何年になり、さうして暫定案はいつ作られ、要綱案はいつ作られたかといふことをお尋ねしたのであります。それが、それと関連して、昨日の次官の説明では非常に不満足でありましたので、一松大臣が、暫定案はおろか、要綱案からも遙かに低い、さういふものを出された關係を御説明願いたい

であります。○國務大臣(一松定吉君) それはさういふ調査部が活動を始めてどれだけのなるか、立派な堂々たる役所があつて、建設省の調査を始められて何年になり、暫定案の外に要綱案というものがもう一つあるのだが、両者はいつ発表されるのか、その辺の關係が全然理解できぬのであります。○國務大臣(一松定吉君) それはさういふ調査部が活動を始めて、私共その当局でありませぬからよくわかりませんが、それは行政調査部の方に更に調査いたさせまして、適當な時期にお答えをして、或いは行政調査部の方の總裁の船田君でも呼び上げて頂けば一層明確にならうかと思つております。ただ私の方ではこれだけの行政調査部の暫定案と設置要綱案といふものができたといふことを示されたので、皆さまの御審議の便宜上これを御参考提供しただけでありまして、その時期がいつであつたか、どういふ關係においてさういふ二つの案が分れたかといふ細かいことはよくわかりませんが、私の分つておることは今申上げた通りの趣旨であります。

○兼岩傳一君 大臣でわからなければ他の政府委員で結構です。さういふのは苟くも國の行政調査、つまり新らしい憲法に基く、連合軍の要請に基く中央官廳の民主的、合理的な再編成の時期に際して、建設省の案を苟くも出される以上、さういふことのために國家で

設けておる施設の調査立案というものと無関係に提出されておるわけはないはずだと思ひます。若しかやうなことがあれば非常に問題だと思ひます。恐らく大臣はそういう細かい事務的なことは御承知なと思ひますので、大臣以外の政府委員から明確に御答弁願ひたい。若し御答弁願へなければ行政調査部の責任者を呼んで御答弁願ひたい。その代り國家の電燈施設と無関係に建設省を出されたものと我々は認定して審議を続けざるを得ない。

○政府委員(中田政美君) 兼岩委員の只今の御質問に對して私から若干補足してお答えいたします。ここに御参考のために、便宜のためにお示ししますと表はもとより行政調査部の要綱案、或いは暫定案というものの内容を参考にしてここに作られたのでございますが、行政調査部において二つの案を内部的に御立案になったということについては、昨日も説明いたしました通りでございます。要綱案というものは一番事項を多く吸収する、まあいわば理想案のものを内部的に御立案になったと考へて承けております。それから暫定案というものはややもう少し桁を下げまして作られた案らしいというのであります。政府の内部において決定的に決つた案というわけではなからず、私は何つております。ただ行政調査部の内部においてお作りになられた一つの案、從つてこれが政府の一種の決定的な案ということにはもとよりなつておらんわけでございます。

それから行政調査部の權威のある調査機關のものした案と、今回出した建設省設置法案との関連ということになりますれば、これは昨日も御答へ申上げました通り、行政調査部が主として御担任になつておる、現内閣の行政機構改革審議会において、建設省問題はいろ／＼と御討議になりまして、政府は差当りい／＼な理想案は考へておるけれども、この案で先ず建設省を作つて、逐次実績に基き、又了解を得て大建設省案に近附いて行こうという、漸進主義を採ろうということになつて、政府案として今回このような案が提出されたわけでありまして、行政調査部におかれてもい／＼な理想案は御研究であり、かような案も一應内部的には編まつておることもありました。が、併し諸般の情勢上今回は不満足ながらこの程度に建設省を満足するということに了解をされて、ここに提案をして御審議を願うことになつたわけでありま。

尚要綱案或いは暫定案というものは、勿論これは決定的な案でないことはしば／＼申上げた通りであります。が、これらがいづつ頃作られたかということにつきましては、大臣お答えの通り、行政調査部につきまして取調べの上お答え申上げたものと存じます。

○伊達源一(郎君) 昨日の質疑に對する御答弁まだ完全なところがなかつたやうに思ひますので伺ひます。この建設省設置法案は國家行政組織法案に則つておやりになるのであるか、この國家行政組織法案はまだできておりませんから、それができたならそれに合ふやうにもう一遍これを直して行く御方針であるか、その点をばつきり御開陳を願ひます。

○政府委員(中田政美君) 只今の御質問の点でございすが、これは國家行政組織法を政府が提案いたしましたして、御審議を願つておるわけでありまが、その關係は十分考慮に入れて、この法案を提出しておるわけでございます。ただ國家行政組織法が政府提出の原案に對して、國會において御審議の結果修正をするやに拜承しておりましたので、それらの点を補足する意味において、昨日も申し上げましたいわけの修正案というものを御参考に供してゐるわけでありまして、大體において建設省設置法案は、將來実施されるであらうところの國家行政組織法に準拠したものであつて、別段の支障のない限り変更する必要はないと考へております。

○伊達源一(郎君) 只今の御答へはつきりしておりますけれども、國家行政組織法案はまだできていない。できていないのにこれに準拠してやるということが甚だ疑わしいことであるのみならず、今修正しておる箇所は、根本的に思想において、原案と違つたことであり、即ち政令で決めることを法律で決める、又役人の定員を決めるというやうなことが可なり大きな修正を加へつつあるわけでありま。準拠しておるやうになるというところは原案によるのであるか、修正案によるのであるか、原案によるというところと修正案によるというところは非常に大きな相違がある。それをどうちによつてやるのか、かどつちでもよいというやうなよい加減な考えではどういふ大きな問題はでき得るものではないと思ひますので、その点をもう少しばつきりお答えを願ひます。

○委員長(下條廣重君) 速記を止め「速記中止」

○委員長(下條廣重君) 速記を始め

○伊達源一(郎君) 只今の大臣の御答弁で明らかになつたと思ひます。大臣の御答弁のやうに相當これは困難な問題であつて、政府委員からお話のやうな簡單なわけのものでありません。實際國家行政組織法案なるものがまだできておらないのに、そして修正の箇所等においても、衆議院と參議院の相違の点もまだ多々存在しているのに、それに準拠してやるなんという簡單な言葉でこれが解決できるものじやありません。そういうことがあるために各省の設置法案は殆んど全部撤回されて、建設省だけを殘して便宜上やらうというのでありますから、この点を滑らかに進行させるやうにせなければならぬと思ひます。ありますが、只今大臣はそれをお考え、そのお含みを以て、これを処理しようとなさるというところは私承するところでありま。從つてこの建設省設置法案なるものは、國家行政組織法案の進行と脱み合せて進めて行かねばならぬということ承りました。して、只今の質問は打切ります。

○國務大臣(一松定吉君) 國家行政組織法の第百三十三條と脱み合せて、建設省を建設省に昇格して行政行爲を推進することの出来るやうにということ、これは勿論何れも異論はありませんが、先刻申上げましたやうにこの日本再建のために最も重要な任務を持つてゐる建設省は、今日のままではどうもその活用が円滑に行かない、だからしてそういう整肅するやうな欠点のあるところを取除いて、敏速果敢にその建設行政の出来るやうにいたしたいというのが私共の考へであるのみならず、昨年建設省が創設せらるべき法案の御審議に當りまして、參事院共々、これをどういふやうな機構の貧弱なものでは國土再建のために効果が薄い、だからして、一刻も早く建設省を拵えて、そしてその目的達成に寄與するやうにしなければならぬというやうな御決議のありましたことを、私共は非常に尊重いたしまして、そしてそういう時期の一日も速かならんことを是は期待しておつたのであります。そういう建前でこれを出したのでありますから、國家行政組織法が今直ぐに行われぬから、建設省を建設省にするについては難色があるという点につきましては、い／＼の御事情もありましようけれども、丁度労働政勢に備へるために急速に労働省を設置する必要があるというところで、厚生省から労働行政を分離して労働省を設置したというやうなことも同じ趣旨において、御進行が願へれば非常に有難い、こういう意味においてひたすらお願いをしておるわけでありま。その点はどうか一つ御了承を賜わりたいのであります。

○委員長(下條廣重君) ちよつと私から今の伊達委員の質問に關連してお伺ひしたいんですが、修正案が幾つか出ておりますがこれは要するに國會で若し修正した場合に參考の案が出たというふうになつたんですが、その中に先程伊達委員が、お述べになつたことと同じであります。が、職員員は法律

で以て定めるところが、國家行政組織法の兩院を通じての修正一級点であります。その点に關しては第七條に政令で以て決めることと書いてあります。これはその点を御承知の上で、この規定を置いたものであります。その点がはつきりしないんですか、

○政府委員(中田政美君) この点につきましては内々行政調査部からそうい

うお話をございましたが、政令でこれを定めるところについては、行政調査部と打合せの結果、國家行政組織法が実施される間までは、從來の法規との關係上、各省の關係も歩調を合せ

て大体これでお願ひした方がよろうというような御意見もありましたので、政令でこれを定めるところ、このよう参考案を作つたわけでありました。

○委員(長(下條廣吉君)) もう一点それに関連してあります。昨日御説明になつた行政官廳法等の一部を改正する法律を、今度更に延期する法律が出ておられますが、その中に、今回は特に建設院設置法の附則第二項中の五月三十一日を六月三十日に改める、これが先に出ておられます、更に延ばす必要があるわけでございますが、その点が延ばしにならないのは、この設置法が六月中に審議ができた場合にはどういふふうになるのでしょうか。

○政府委員(中田政美君) 御尤もな点でございます。これは行政調査部と打合せの結果、あの行政官廳法の一部改正で期限を延長するところから、建設院の附則の部分だけは削つて出したわけでございますが、それは只今御審議を願つております建設省設置法案

だけは政府は撤回せずに、是非この際御審議御可決を願ひたいという意味で、今期中に御審議御可決を願へるというのを前提にして、あの方は削つておられるわけでございます。従ひまして若しこれが不幸にして御審議が願へないというふうな羽目になつたといひますれば、若干あれを補正する必要があるのでないか、このよういふふうに考えております。

○深川タマエ君 よく委員会が衝突いたしますので、質問が重複いたしておるかも知れませんが、若干お尋ねいたします。

今までありました建設院と、今度新たに設置なさるうとする建設省との間に、お仕事の上において大体どういふ相違があるのか、それと財政の支出の点でどのくらい膨脹になるのか、これを簡単に伺うことが一つ、その

次は新しく建設省が發足いたしますことになりまして、これに對して私は住宅難緩和の問題を非常に期待いたしておるのではありませんが、これについて以下お尋ねいたします。

今年庶民住宅を三十万戸建設なさるといふことをしほ、承つておりますが、その資本金の出資は國家であるか、或いは國民個人であるか。國民個人でありますればそれは罹災者とか引揚者に優先的に資材を配給なさるか、それともそういう方々は、家は必要には違ひないけれども資材がないから、やはり家は持てる人に建てて貰ふなければなりませんから、資材があつて家を建てる希望者には誰にでも建てさせるのか、そういう場合には、ただその家の使用に當りまして、ここ何年かの

間は特に住宅に限るという制限を設けるか、或いは罹災者とか引揚者に優先的に使用させる、このよういふふうに國家が干渉なさるのかどうか。

それからその大は家族の轉入の問題であります。六大都市に主人公が國家の再建に止むを得ない大切な業務に携つておられます、その家族はやはり住宅難などの關係で田舎に疎開いたしたままになつておられますが、これから

の人達は積極的に必しも不幸とはいえない場合も多いでございまして、うけれども、幸福であるともいえないと思ひますので、或るべくは家族は同居させるのがいいと思ひますが、この點轉入の問題についてどういふふうにお考へになつていらつしやるのか。今轉入の制限がどういふふうになつておるか詳しく伺ひたいと思ひます。

それから四番目は手持資材のことです。ありますが、最近手持資材でどんなに建てさせるといふことを聞いておるのではありませんが、いつ頃から持つておるのか、そういう自由を與えるのか、これは大切なことであります。現在とにか材木に對して、所有権さえあればいくらでも建てさせるといふようなことになつておるのだつたらば、金のあ

る人が一山を買占めるとか、大きい山を持つておる人がその資材でどんなに建てて、この住宅難のときですか、闇でどん／＼貸すというふうな方法もあると思ひますが、これは、手持資材はいつ頃から持つておるものか、最近持つたもので

いたします。五番目は、月賦建築であります。町を歩いて見ますと、ところ／＼で月賦建築とか年賦建築の廣告が出ておるのではありませんが、その経営主はあの資材を一体どこから手に入れておるのか、そうして又あの人達に頼むのはどういふ人達が頼めるのか、誰でも頼めるのか。

その次六番目は、まだ生産資材が日本に十分にありませんので、生産が十分に發達してない。そこへ持つて行つて又地方から生活物資を都會に運び込んで來る。輸送機關を整備いたして

おりませんから、徒らに地方の人間を都會に集中させることは、決して策のよいものとは思へませんけれども、現在の生産と比べました上でも、やはり住宅の足りませんことは分り切つております。住宅の足りないために失業救済もできないし、生産も阻害されてい

ることは、全國の察の狀態なんかを觀察してまいつたときによく明かなことでありましたが、それにつきまして、只今この住宅の隘路になつてゐることが、非常に庶民と関連のない土木とか建築の方に資材が次山廻りますので、日本の庶民住宅が建ち遅れの形になつてゐるというのを聞きますが、これは今年一年ぐらゐで大体解決はついで、來年ぐらゐからはもう大仕掛に庶民住宅が建つお見込みがあるかどうか。

第七番目は暫く、いずれにしても庶民住宅が非常に欠乏してゐるが、これに對してやはり今までの既設設備を利用することが必要だと思ひますので、前から軍需工場の改築をお願いして

ります。ここに特別にお願いいたしたいことは、全國何万かの寺院の一時解放であります。勿論寺院は宗教的の特別の目的もありまして、壯嚴な場所として置かなければならぬ必要はあります。が、さりとて今日住宅がないために健康を害して死んでゐる人もある。よりなときに、さういふ緊急なことは言つていられませんか。眞の衆生濟度の意味におきまして、暫く僧侶は衣を削ぎて建設法にても、寺の部屋はできただけ非現業の官吏とか學生等、余り荒さないような人の寮にされまして解放し、それらの人の今まで住んでいたところを、一般人に譲つて自然に住宅難を緩和して頂きたいと存じます。

日本再建の曉、住宅も間に合ふように建設されましたら、又もとの立派な寺にして現狀に復するようになつたらよくはないかと存じます。以上についてお尋ねいたします。

○政府委員(中田政美君) いろ／＼深川委員からお尋ねがありました。大体逐次お答えいたしたいと思ひますが、先ず建設院の仕事と、建設省になつた場合の仕事の違いはどういふところかというのにつきましては、昨日も一應御説明いたしましたので、昨日も一仕事は、大體におきまして省になりました。でも略々そのまま強力に推進して行きたい。

その他に運輸省の所管に属します運輸建設本部という機關がございまして、現在國鉄その他／＼の建築土木に關する仕事を委託によりまして実施いたしております。これはもと海軍の施設本部にありました技術者、勞務

者、又は建築土木用の資材というより、なものを一括運輸省に持ち込みまして、その人的及び物的の力を機動的に働かして國鉄の再建に精進させるといふ意味で、從來運輸建設本部というものが運輸省に設けられておつたものであります。これは仕事の性質から申しまして現在やつております仕事を受けています事情から申しまして、建設省にこれを移管して、建設工事の方面にこれを活用する方がよからう。ただ單に國鉄の仕事ばかりというわけでないのであります。こゝろの意味でこの人的及び物的の一切を挙げて建設省に吸収するということになつてゐるわけでございます。要するに現在の建設院の全部、運輸建設本部のやつてゐる仕事の全部と統合して一應建設省として発足したいという意味でございます。

第二の財政的な問題でございますが、省にするからといつて特別な予算的な膨らましはございません。從來すでに建設院ではありますけれども、相当な予算とスタッフを以て発足いたしておりますので、省にする機会に特に膨らますというような措置はございません。ただ建設省になればなる程強力に國土再建をやりたいためにいわゆる公共事業の予算等につきましては、政府は能く限りこれに重点を傾けて、そして事業の量を多くして行きたいという熱意はございますが、いわゆる人件費等において膨脹することは全然ないのでございます。勿論運轉して参ります。省についての自然的な組織はございますが、省にするための実質的な膨脹というものは現在のところございません。

又人的方面における経費につきましても、極力現在のスタッフで充実にて行きたいという考えでございます。その次に住宅問題についていふと、御質問ございましたが、住宅問題は御指摘の通り今の國土再建上から必要のみならず、民生安定上から大變緊急不可欠の一大問題でございます。微力ながらこれに努力を重ねてゐるわけでございますが、分けてもいわゆる労働者階級に比較的低額な家賃で住を與える。いわゆる庶民住宅の供給は当初十万户程度実現したい予定でいろいろ企圖をいたしましたが、何しろ財政の窮乏、殊に公共事業費、あらゆる方面の龐大な要求がありまして、大体のところ四万户程度庶民住宅を本年度は供給する程度に我慢することに相成つております。但し貸家はその程度になりませんが、重要産業の鉱山とか石炭山とか、或いは重要工場におきまする労働者階級のために、いわゆる給與住宅的な住宅を建設して、その住宅には金融的な援助或いは資材等を特別優先というふうなことで、廣い意味の勤労者住宅はそういう面から相当これを推進して行きたいと考えております。一般の個人の力で個人の家をお建てになるものにつきましては、資材の許す限り極力これを許す考えでございます。住宅以外の建築物は極力御遠慮願つて、どこまでも住宅のために一戸でも多く資材その他を出しまして、これを助長して行きたいと考えております。尚この住宅に関連した手持資材の問題でございますが、これは先程新聞にも発表いたしておりますのでござい

ますが、手持資材は去年の二月頃から十日以前にお持ちになつてゐることはつきりしてゐるものについては、今後ともこれを認める考えでございます。その後におけるものにつきましては正規の手続で許可して行きたい。勿論住宅に庶民住宅の建築につきましても、率じてこれを抑制するような意味はございません。ただ資材の統制をいたしておる關係上、手持資材の名に隠れて闇資材が一般に横行することになりまして、従つて闇價格が上るといふことになりまして、この点を適當に運用して行きたいという趣意でございます。

それから年賦、月賦等の廣告がちらほら見受けられるのであります。これも特段に援助したというわけではございません。これは資金のない人が許可を取つた場合に、こゝろの便法を建築業者が若干行つて自分の仕事を殖やすという趣意であらうかと存じます。ただ工場で部品を作つて現場で簡単に家がでる上のような大量生産方式の住宅につきましては、その実績を検討しまして庶民階級のために便利であるというものにつきましては、特にそういう工場に対して資材を特配いたしました。そして、一定の建築費を制限しまして、個人建築の求めに應じさせるという制度を取つております。

それから既存の建物、殊に寺院のごときものを解放するといふようなことにつきましては、お説御尤もなものでございまして、從來と雖もいろいろ干渉を加へ、又住宅緊急措置令によりまして、或る程度不当のものについては法的処置も許さないという方針でやつております。併しながら実問題として

して、寺院等につきましてはなか／＼思いを委ねない場合もございまして、従つて必ずしも我々が期待しておる程、開放ができておるか申しますと、残念ながらそこまで参つていないのが、実情でございます。これは今後とも極力干渉して既存建物の利用について努力し、そのために改造費についても若干の補助を與えるということにいたしております。

最後に都市轉入の問題でございますが、これはすでに御承知かと存じます。が、二十二年の十二月二十二日都會轉入抑制令という法律が制定されました。現在この法律に基づきまして適當なる抑制を加えておるわけでございます。個々の事情によつて特別の必要あるものにつきましては許可を出しておる。例へば國民生活を再興するたため当該地域において必須の業務をやつておる者、或いは官公署に勤務しておる者とか、或いは学生、生徒、教職員はもとよりのこと、それから以上申し上げた者と同一戸籍内にある扶養家族、そういうものもやはり個々の具体的事情を聞いて、市区町村長において許可を與えるという制度をいたしております。都會地の轉入抑制の問題は、今後におきましては大きく言えば國土計画、小さく申しますと大都會といふも

のを如何に形成するか、日本の大都會といふものを八千万の人口を適當に配置する上においてどうこれを待つて行くかといふような、いわゆる大都會問題に係つておるわけでございます。また、これはまあ現在の抑制法は食糧問題、又戦後における大都會の混亂状態等を考へて便法的に現在の制度を採つておるわけでございますが、大きく考えますと、今後の大都會を如何に処理するかという問題に絡んで來る問題でございます。これらにつきましては私共も今後研究してみたいと思つておるわけでございます。一應御説明いたします。

○原口忠次郎君 私に國土計画委員の一人といたしまして、政府が出しておられる今度の建設省案については、非常に失望しておる者でございます。私だつて何となく参議院の國土計画委員の殆んどすべての人が失望しておるという形でございます。それで我々が一体この第一國會から建設省を是非作つて貰いたいといふことを盛んに叫んで來たにも拘わらず、建設省ができない。今までのまゝなかつた。殊に第一國會におきましては、政府は建設院という法律案を出されたそのときにも、總裁は國務大臣を以て充てることができるといふような案を出され、そのとき大臣は、確か厚生大臣が來ておられたと思ひます。あの案はやはり閣議でもお決めたので出された。思ひますが、建設院の仕事はあの當時は非常に重要なものじやない、大したものだと思ひます。第一國會で出したあの案に賛成なかつたのだと思ひます。然るに建設院總裁にお成りになつて

というものは現在のところございませ

います、手続資料は去年の二月確か

おります。併しながら実問題として

画、小さく申しますと大都会というも

案に賛成なさつたのだと思ひます。

眺めて見ると、非常に重要なものだ、だからあれに運輸省の建設本部ぐらいをくつつけて、そうして建設省にするのだ、こういうふうには私は解がで

のか、私は不幸にしてまだ閣議にお

おります。そういうふうには、実際は混合しておるにも拘わらず、徒らに事務系

素人、精神は今申上げるような趣旨で一つ働いてみよう、こういう考えで

して、そうして検討して見たのでありまして、これは一度原口さんが大臣に

ありまして、私共がこの建設院を作つて貰いたいという事を言つておりま

たように、行政職分において統合され

あることは、私素人でありまして、よく認識しております。併しながら何分

いであれども、これもいつかときでありまして、而も主任大臣として木村内務大

臣がその御に當られて、取敢ず今日の程度においてはこれ以上のことをすれ

おつたのですが、建設院でいいのだ、

者のお考えはとんでもないお考えじやないかと、この前は決めたよとされ

た。最近になつて今のものを建設省にする。私共は一体近代國家が、非常

と、行政が非常に細分化されて行くという事は勿論分つております。併

しその行政職分において統合して貰つたらどうか。今まで日本は建設行政とい

行政が事務系統別、或いは産業系統別

の、私は不幸にしてまだ閣議にお

る。併しながら実問題として

画、小さく申しますと大都會というも

案に賛成なさつたのだと思ひます。

果を國民のために挙げるような建設行

政を大きくやつて貰いたいといふの

が、私共の建設省を作つて貰いたいとい

う根本であります。それにも拘わら

ず、大臣は今まで閣議におかれまし

て、本當に國民が要望しておる建設省

を作るようにどんな御努力をなさつた

か言つて、川は港の中に流れて行つて

方面になりますと、これ亦全くずぶの

し、閣議でも再三再四この話を持ち出

出することのできなかつたことは誠に相済みません。けれども今申し上げることは私はつづみ願ふことなき私の本當の精神を赤裸々に申上げたのでありますから、その点に御理解を賜わりました、一つ成るほどどうかと、それならば自分から大いにやつてやらう、一松は無力だから我々の力によつて、唯し進めて、そして自分らの理想を實現して國家再建のために密着してやらうというようなお考えに一つなつて頂いて、又原口委員を先頭に押し立てて、さういふ理想の實現に一つ御努力をお願いしたいことを、特に私はあなたにお願ひをいたします。さういたしましてこれが實現できることによつて國家再建のために少しでも寄與することができましたならば、微力であることも以て誤すべし、かように突は考えておるのであります。

○原口忠太郎君 只今私の光程の質問に對して大臣から極めて御懇篤なる御答弁がございました。誠にありがとうございます。大臣が非常に御努力をされて頂いておるといふことを直接拜承いたしました。私は非常に心安く思ふ次第であります。結局私は先程兼岩委員からの御質問がありました。行政調査部設置要綱案というふうなものがここに書いてあるが、さういふものを統合するといふことに大臣は努力をしておられる。努力をしておられるが、いろいろの關係上にもないから本國会には間に合はんから、差当りさういふような建設省を作つて、さうして来るべき議會に各省と對等な地位に立つて、さうして理想案に進めて行きたいと、さういふふうにお考えになつておる

というふうには私は解いたしまして、本案の審議に當りたいと思ひます。

○千田正君 只今原口委員の御質問に對して大臣の御答弁も承りました。が、これは私も第一回國會の施政方針演説に對して、第一の質問として建設省設置法案なるものに對して、一声を擧げたわけでありました。當時の片山首相は我々の要求するところの建設省といふもの、即ち建設省といふ面においては、総合的な日本の復興に對するところの大きな役割を待つところの省を設けたいという答へでありました。先程大臣の御説明によつて、なか／＼容易にやないんだが、どうやら一歩前進だからこれを承認して欲しいという御要望でありました。特に私はお願ひしたいのは、ここに建設省所管事項区分の中の、厚生省關係の國立公園の施設の問題は、施設は建設省でやるべきであつて、その經營若しくは管理は厚生省でやつてよろしいと思ふ。それから河川行政の中の電力開發及び發電設備については、これも同じように建設省それ自体がその建設の任に當つておる。配電の行政或いは管理は商工省でやるべきものであつて、おのづから私はそこに建設の区分がはつきりしておると思ふのであります。水道において然り、或いは漁港において然り、さう見たときにおいて、今度の区分の中に入つて、漸く今の建設院より一歩進んだといふのは、僅かに運輸省建設本部の吸収以外にない。さういふものであるとすれば、予算の上においても十分な予算がない。大した増加にもならない。人員も大した増加にならない。建設事務も大した増加でない。誠に弱

なる建設省であるといふことを考えたときに、私共決算委員としまして、この本當の建設省を作るとしたならば、さうした今までのセクショナリズムを拂拭して、本當の日本の復興のための建設省を作らねばならないことを、私は特にこの点を要するものであります。大臣の只今の御説明によると、さういふ御説明であります。建設省そのものの本來のあり方としては、さうしてもさういふものを一括して総合的な建設省を作つて、將來の日本の復興に寄與されんことを特に希望するのであります。どうかたゆみなくさういふセクショナリズムを打破して、本當の建設省を作られんことを希望いたします。

〔委員長退席、赤木正雄君委員長席に着く〕

○國務大臣（一松定吉君） 千田委員のお言葉に對しましては誠に感謝感激に堪えません。私の考へておりますことは、先刻原口委員に對してお答へ申上げた通りでありまして、甚だ抱負も輕縮も持つておらんことを皆さんの前に告白してお答へをするわけでありました。ただ併しながら誠に誠意一身を國家のために捧げたいといふこの熱意に對しましては、私人後に落ちない考へてあります。只今千田委員の御質問に相成りました大體建設省を作ることについて、例へば厚生省の國立公園に關する建設行政の面、或いはその他の各省に跨がるところの建設行政の面、これらのものを吸収して一元的に大建設省を作ること、さういふことが理想でなければならぬ。それでなければ日本の本當の再建はで

きないのだという御意見は、全然同感であります。で私はこの建設院が建設省に昇格するといふことになりますれば先ず一番の極く僅かなことであります。が、總理大臣がこれを指揮監督しておるといふその機構から脱しまして、建設大臣が独力で以て自分の意のままに建設行政を推し進めて行くといふことのできるものが、少しでも理想に近い付いたのとお考へるのであります。それ以上は今あなたのお示しになりましたように、各省に跨がるところの建設行政といふものは、理想として全部建設院でこれをやつて、さうして建設院の仕事をすべて建設大臣がこれをやる、でき上つたものを建設省と各省においてこれを適宜運営し得るということとは、これは當然のことである。然るに各省が建設事務まで自分の手に收めてやるというところが、野蠻の点において、人員の点において、二重行政の点において、非難が多いといふことを私は痛感しております。さういふ点についてはできるだけ努力をいたしたいと思つておりますから、どうか千田委員におきましては今の御理想を是非私をして實現せしむることのできるさうに御助力をお願いいたします。それば、これが實現の端には皆様方の非常なるお力を有する後援をいたしまして、死力を盡してこれが運営に邁進いたしたいと、かように考へております。

○久松定武君 私もこの建設省のでき上りますまでに、一つの事業の上において統合して頂きたいという氣持を持っておりまゝです。この点について大臣にお尋ねしたのであります。が、実は建設院におきましては、現在この水害の問題や何かに對しまして、砂防工事をやつておる。ところが農林省におきましては同じようなものでありながら、荒廢林地復旧、遊水林地、滑り地保護工事等をいたしております。が、さういふ事業は今後統一的にやつて頂いたら如何かと思ひます。國土計画上の今最も重要なものは、我が國の山野が荒れ果ててゐる、さうして治水、治水の事業といふものが非常に緊急を要する問題でございます。過去を見まするときには、明治初年以來砂防工事と稱しまして、さういふ事業は一般造林を除きましては全部内務省でやつておつたのであります。ところが明治四十三年の第一回治水會議におきまして、初めて山林は農林省が所管してゐるから、砂防工事は農林省でもできる筈だといふやうな見地から、遂に同じ仕事を農林省と内務省がやつてゐる。それでその中で明治四十四年から荒廢林地復旧工事といふ名稱で、その後は遊水林とか、地滑り地保護工事等の名稱で、その當時の内務省がやつておりました砂防工事と、全く異名同種の仕事をやつてゐるやうな状況でありまして、この結果常にセクショナリズムのいろ／＼と悪いところが発露されまして、常にその水害地、災害地におきまゝる地元の方々は非常な迷惑を被つておつたやうな弊害があるものであります。只今もさういふ災害地におきまゝる縣民諸君には、常にこれは一つ総合的に統一して参りたいという希望が多いのであります。この機会におきまして、この点も、最も我が國としましては治水治水は重要な問題であ

と、こういふふうにお考えになつておる

設事務も大した増加でない。誠に奇弱

それでなければ日本の本當の再建はで

て大臣にお尋ねしたのであります

しましては治水治山は重要な問題であ

りますから、是非御研究頂きたいと思ひます。尙行政調査部におきまして、理論上は両者の仕事は統一さるべきものであつて、一省に統一すべきものであるというのを考へておる次第でありますから、この際は是非とも一つ御考慮を頂きたい、こう存じておる次第であります。

○國務大臣(一松定吉君) 久松委員の只今の御意見御尤もであります。実は私先刻來申上げます各所に散らばつておる建設行政を、これを吸収いたしたいというその項目の中に、只今御審議相成りました山林の砂防工事、農林省のもつております砂防工事というものは、勿論一番にこれを取上げなければならぬと、かように考へております。今お示しになりましたように、これが農林省と元の内務省、今回のいわゆる建設院との両面に跨がつて、その計画も十分に明瞭でないというやうな仕事を、二つに分けてやるというやうなことのために、河川行政に従事いたしております建設院として、むしろ迷惑をかけておる。それがために昨年來のやうなああいう洪水が起つて、非常に民衆に迷惑をかけたという点につきましては、特に建設院總裁という立場から私は痛感いたしましたのであります。こういうことが昨日の衆議院の委員会においても取上げられまして、そうして是非これは今回は一元的にする。それについては前から衆議院のこの建設省設置案の委員会において、これを建設省に吸収するといふことについて、大臣の腹はどうだといふことを実は聞かれました。私は双手を挙げて賛成するのだ。併しながら

、幾千萬の國民に應へ得る内容を持たないといふ思ひであります。そこで私はこの我々の國土計画委員として、又私は決算の委員として、この重大な法案を審議するに當つて、かくのごとく熱意のある一松大臣以下の努力にも拘わらず、かくのごとく我々が幾千萬の國民の希望を裏切るやうな弱々な原案が提出されてゐるかというこの事情に對して、この政府の首班にあるたために、数日前から要求しておるのではありませんが、未だに御出席になつていない。私は一松大臣の熱意、それから今後の御努力に對して、何れ疑うところを持つておりませんので、大臣に對して私は今後希望こそすれ、これ以上強いて本日閣下とすることはないのでありますが、總理大臣に對しては、私は片山内閣の継続としての片山内閣という根本義に立ち、又國民大衆は決して一個の省ができたというやうなことで喜ぶものでない、省ができて喜ぶのは中央官廳の、而も高級官吏が喜ぶのみであつて、大衆はそのやうな行政機構の末梢に對してそれを喜ぶものでない、それ程期待をしておるものではない、て、本當の日本の土地が復興できるか、先程深川委員からも質問がありましたが、本當に都市復興ができるか、水害復旧はできるか、本當に荒れた道路を、港灣を、そういうやうなものか、復旧できるか、その根本問題に非常な関心を持つてゐる。私はどうしても總理大臣の出場を要求せざるを得ないのであります。その点について一つ總理大臣は出て私のかねてから要求してお

る質疑に答えられるのか、何か特別の事情があつて出られないのか、若し出られないならいつ答弁の機会を與えて下さるのか、ちよつとお尋ねしたいのであります。

○國務大臣(一松定吉君) 兼岩委員のいつに突入熱心な御主張に對しまして、敬意を表しますが、実は總理大臣は今日重要な問題で關係方面に出て行つておるのであります。いづれその中に帰られましたならば、當委員会に出席いたしましたして、あなたの熱心なる御質疑に對しましては、眞摯なる態度を以て答えられることだらうと思ひます。只今お見えになりました、どうぞよろしくお願いいたします。

見ず、旧態依然の法律を以て、建設省の威嚴を以てこの法律に従わしめられた場合には、甚だこれは危険ででないかというやうな考えを私は持つております。而してこの法の根柢をいたしまして、私はこれは極めて薄弱なものであると思ひます。これは第一回の國會に片山首相が申された、看板はどうでもいんじやないか、實質的に國家のためになることならという言葉がありました。何だか實際の根柢のない項目だけを看板に並べて、そして實際に仕事をする國家の建設を固めるための根本というところが、つまり魂がないというやうな仕事ばかりしてゐる。こういうやうな考えを持つておるのであります。これについて、どうしても建設省として實際の、只今お説のやうな熱意を持つておるとせられるならば、これはどうしても法律を変へなければならぬ。これは専門家であるというやうなお話でありますから、殊更に、多分大臣が見て出されておるかどうか、根柢はそこにあると思ひます。これはどうしても法律を変へなければならぬ。法律を変へないでこれを振り廻しては、國民が甚だ迷惑であるというところになつておる。これはよく調べて見たらどうかと思ひます。それからこの提案をよく調べて見たかという点。それから今後建設省としてその法律を指導する根本とするところのこの法律を改正せられるや否やという、この二つについてお伺ひいたします。

○國務大臣(一松定吉君) 只今お示しになつたところは、第三條に列挙してある事項が法律に違反するといふやうな御趣旨のように拜承いたしました。

○兼岩委員 先程から同僚議員各位の熱意のある御質問、又これに對して一松大臣の非常に熱意のある御答弁を拜聴して非常に敬意を表してゐるのであります。併しながら建設省の問題は、私共全國幾萬の技術者、幾十萬の建設関係者、及び幾千萬の農民、労働者、市民の要望に基づくものでございまして、先程から幾々一松大臣の熱意ある御説明にも拘わらず、現実に提出されておりますところの議案は実に貧弱極まるもので、現在の建設院に運輸建設本部を併設するという程度で甚だ貧弱であり、且つ失望すべきものであ

る、幾千萬の國民に應へ得る内容を持たないといふ思ひであります。そこで私はこの我々の國土計画委員として、又私は決算の委員として、この重大な法案を審議するに當つて、かくのごとく熱意のある一松大臣以下の努力にも拘わらず、かくのごとく我々が幾千萬の國民の希望を裏切るやうな弱々な原案が提出されてゐるかというこの事情に對して、この政府の首班にあるたために、数日前から要求しておるのではありませんが、未だに御出席になつていない。私は一松大臣の熱意、それから今後の御努力に對して、何れ疑うところを持つておりませんので、大臣に對して私は今後希望こそすれ、これ以上強いて本日閣下とすることはないのでありますが、總理大臣に對しては、私は片山内閣の継続としての片山内閣という根本義に立ち、又國民大衆は決して一個の省ができたというやうなことで喜ぶものでない、省ができて喜ぶのは中央官廳の、而も高級官吏が喜ぶのみであつて、大衆はそのやうな行政機構の末梢に對してそれを喜ぶものでない、それ程期待をしておるものではない、て、本當の日本の土地が復興できるか、先程深川委員からも質問がありましたが、本當に都市復興ができるか、水害復旧はできるか、本當に荒れた道路を、港灣を、そういうやうなものか、復旧できるか、その根本問題に非常な関心を持つてゐる。私はどうしても總理大臣の出場を要求せざるを得ないのであります。その点について一つ總理大臣は出て私のかねてから要求してお

る質疑に答えられるのか、何か特別の事情があつて出られないのか、若し出られないならいつ答弁の機会を與えて下さるのか、ちよつとお尋ねしたいのであります。

○國務大臣(一松定吉君) 兼岩委員のいつに突入熱心な御主張に對しまして、敬意を表しますが、実は總理大臣は今日重要な問題で關係方面に出て行つておるのであります。いづれその中に帰られましたならば、當委員会に出席いたしましたして、あなたの熱心なる御質疑に對しましては、眞摯なる態度を以て答えられることだらうと思ひます。只今お見えになりました、どうぞよろしくお願いいたします。

見ず、旧態依然の法律を以て、建設省の威嚴を以てこの法律に従わしめられた場合には、甚だこれは危険ででないかというやうな考えを私は持つております。而してこの法の根柢をいたしまして、私はこれは極めて薄弱なものであると思ひます。これは第一回の國會に片山首相が申された、看板はどうでもいんじやないか、實質的に國家のためになることならという言葉がありました。何だか實際の根柢のない項目だけを看板に並べて、そして實際に仕事をする國家の建設を固めるための根本というところが、つまり魂がないというやうな仕事ばかりしてゐる。こういうやうな考えを持つておるのであります。これについて、どうしても建設省として實際の、只今お説のやうな熱意を持つておるとせられるならば、これはどうしても法律を変へなければならぬ。これは専門家であるというやうなお話でありますから、殊更に、多分大臣が見て出されておるかどうか、根柢はそこにあると思ひます。これはどうしても法律を変へなければならぬ。法律を変へないでこれを振り廻しては、國民が甚だ迷惑であるというところになつておる。これはよく調べて見たらどうかと思ひます。それからこの提案をよく調べて見たかという点。それから今後建設省としてその法律を指導する根本とするところのこの法律を改正せられるや否やという、この二つについてお伺ひいたします。

○大山安君 いや、違反じゃないです。旧法によつてそれを実行される場合には、極めて不備の点がある。それだから法を變えて呉れないかという趣旨です。

○國務大臣（一松定吉君） 只今の列挙してありますことは、政府としては、取敢ずこれだけのことを実施するということについて、大した支障はないと考えております。併しながら若しあなたの方で、この点がよろしからんからして、この点はこういうふうには修正しなければ、運用について支障を來すというふうな点がありますれば、それを御指摘賜りますれば、私共の方でよく検討いたしました上で、適宜に処理いたしたいと思つたのであります。只今の抽象的のお話では、ちよつとどの点がどのようになるのか、その辺がよくわかりませんので、願わくば一つ御指摘を願いたいのであります。

○大山安君 只今指摘をしてくれというふうなお話ですが、一から十という項目になっております。つまり十の権限ですな、これが殆んど……
○委員長（赤木正雄君） 大山君には発言を許可しておりません……

○兼岩傳一君 私は政府の御提出になつておる建設省の設置法案について、聰明にして冷靜なる片岡總理大臣に、根本的なたつた一点だけをお尋ねしたいのであります。その御答弁に基いて我々は政府の提出されておる法案を、我々において十分に審議したいと思つておるものであります。それはどういふ一点であるかと申しますと、今現在

祖國はインフレ、或いは食糧問題、そういうものを背景にする労働政策、又それを反映いたすところの政党内部の矛盾という形で、非常な政治的な、大きな變動を受けておつて、多くの國民はそれに目をとられておるのかのごとく見えますが、私建設技術の専門家の出身者として、又都市復興の専門家として、この住宅問題の解決並びに水害の問題こそ、今や漸く今後の政治の根柢となつて大きく政治を揺り動かさうとするところの、大きな要因であるとは見ておるのであります。即ち全國民の半ばに近い都市の人は、この住宅難に悩んでおるのであります。これは將來恐るべき一つの國民の不満として、私は爆發して來る契機であると考えています。

それから河川の問題、これは専門家でない方々は、昨年の利根川及び東北方面の水害を以て、恰かも驚くべき事態であるというふうな考へておられるかも知れませんが、私共専門家の見るところを以てすれば、日本の水害は、今や漸くその恐るべき序曲の第一歩を踏み込んだに過ぎないのであります。昨年の水害のごときものはこれから今後起つて参ります。今年、明年、明後年、今後起り來るところの水害の本當の序曲に過ぎないという点を考へて、私は実に憂慮に堪えない、心配をいたしておるのであります。

先ず水力発電の問題、これも歴代の内閣で口先だけでは取上げられておりますが、水力発電の本格的な開発なしには敗戦後の日本は再建できない。有利な地点は殆んどやられておる。今後水力発電としてやらなければならん

点は、農耕地の改良及び水害の防除というふうな点と結び付けて、國管經營でやらなければならぬような技術的な段階に水力開発の問題は來ておるというところ、このように点の解決。

つまり都市を復興し、水害を防除して本格的な農耕地の開発をする、それから水力の開発をする等々というふうな問題の解決の重要な條件として、私共は建設省を要請しておるのであります。それが現在、最近切りました利根川につきましても、一方において建設院の關係が鋭意堤防を築造してあります、この下のところでは開拓局關係の指導下にあります水利の關係で、その堤防の下を掘り返しておるといふ、これは次に來るべき出水の大きな禍根になるというふうな關係、それから戦災復興につきましても、水力の開発につきましても、國立公園の問題につきましても、農耕地の改良にいたしましても、港灣の建設にいたしましても、漁港の問題にいたしましても、何一つ総合的に纏められていないのであります。

然るに今回提出されます建設省について、我々は少くもこの最も困難な農地の改良と電力の問題の二、三はこれらは問題はあるが、私は説き上げません、この十幾つものものについては文句なく統合されること、それに一松大臣の極めて熱意のある努力があり、片山内閣以來この問題は十分論議され、公約されておる問題である。而も片山内閣は片山内閣の継続としてそういうことを當然継続されるものと期待しておりましたところ、実に特別調達廳のG・H・Qの關係だけを除きまし

て、十二の中僅かたつた一つの運輸建設本部を吸収するというふうな貧弱な計画の建設省の法案を、何故にこの片山内閣において提出されたか、これでありました。

で結論に入りますと、総合建設省を望む者は誰であるか、総合的な建設省を望まない勢力は如何なる勢力であるかという点に私は留意すると思ひます。総合的な建設省を望むのは、我々全國の建設技術幾方の専門家及びこれを中心にする建設業界及びこれに關係ある幾十萬の關係者、及び都市においては住宅難に悩む、農村においては水害に悩む、山村においては山林の荒廢に悩むこの幾千萬の勤勞國民、これが総合的な建設省を望んでおります。次にこれを望んでいない勢力があります。それは何者であるかといふと、中央官廳における上層特種官僚であります。官僚統制の基盤においてセクショナリズムを強化することによつて、自己の特種的な立場を護つて行こうとするところの官僚勢力であります。これをもつと一般的にいへば、官廳における幾方の中のはんの幾人か、幾十人かの次官、局長、次長といったやうな人、而もその一部分、そういうやうな人達が総合建設省にいろいろ無理難をつけて金があるとか、ないとか、摩擦が起るとか起きないとか、そういうことをいつてこれに反對しておるのであります。そこで私は總理大臣にお尋ねしたい結論に入るのであります、このやうな二つの勢力において、冷靜にして聰明、且つ意志強固なところの片山總理は、何故に、私の述べたやうなことは恐らくは十分知つ

ておると思いますが、そういうやうな條件において、このやうな貧弱な建設省を設置されたことは、恐らく御本意ではあるまいと思ふ。従つて我々は二項目、行政調査部のこの暫定案、並びに要綱案に基くこの十二或いは十三の項目、國立公園、それから山林防、農耕地改良、電力、水道及び下水道、林道、職業学校の應急復旧補修整備工事、裁判所及び法務廳關係建築物の修繕、港灣の建設、維持及び管理、漁港、それから農地開墾及び干拓というやうなものについて、如何程現段階において、どれだけ入れるように修正すべきか、ということにつきましても、私は國土委員

会及び決算委員会において慎重に審議し、これを強力に持つて行くべきだといふ立場を堅持しておりますが、それについて、そういうふうな我々が審議して行くのについて、今申し上げましたやうな背景、條件において、何故にこのやうな貧弱な案を、聰明にして意志強固なる總理が提出されたか。片山内閣との關係、或は社会党の第一回及び第二回總選舉における天下の國民に対する公約、國民協同黨のかねてよりの建設省の賛成という点と、及び私が確めました、あなたの党、民主党の政務調査会においても総合的な建設省でなければいけないという強い答弁があるにも拘わらず、このやうな案が提出されておるかという実情をよく一つ明瞭にお答え願つて、今後の議事……而も会期が迫つておるので大急ぎで審議して、十分な修正をこれに與えて、これを実現させて行きたいという熱意を持つておるのでありますので、この我々委員の審議の心構えに對して一つは

と、中央官廳における上層特種官僚であります。官僚統制の基盤においてセクショナリズムを強化することによつて、自己の特種的な立場を護つて行こうとするところの官僚勢力であります。これをもつと一般的にいへば、官廳における幾方の中のはんの幾人か、幾十人かの次官、局長、次長といったやうな人、而もその一部分、そういうやうな人達が総合建設省にいろいろ無理難をつけて金があるとか、ないとか、摩擦が起るとか起きないとか、そういうことをいつてこれに反對しておるのであります。そこで私は總理大臣にお尋ねしたい結論に入るのであります、このやうな二つの勢力において、冷靜にして聰明、且つ意志強固なところの片山總理は、何故に、私の述べたやうなことは恐らくは十分知つ

委員の審議の心構えに対して一つは

す。ただ現在の内閣に所属しておる建設院は、その人員においてもその事業の範圍においても、如何にも廣汎でありまして、私自身内閣総理大臣として職務上、これを一々管掌しておるとい

の案を出す機会があると思うのであります。國會においてもその独自の見解によつて適當な改革を實行されるように、御審察を願うということで、政府としては喜んでその意思を尊重するつもりです。

入れる外に、尙第三條辺りに、仮にいろいろな矛盾、その他の事情があつて入れられないにしても、建設關係に對しては各省が要求する、例えば養殖改良について、減いは水力発電について、

て、政府は来るべき國家には更に完全な案を附して國會に諮るべきだといふやうな御決議でもつけて出して貰へることになりますと、國民は國會の意のあるところを明白に知ることもできます。

力して下さい。か、その点について御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(菅田均君) 小川君の第一の御質問は、科学技術の必要とする省であるから、科学者をどのくらい優遇

し、利用する考であるかという点であります。我が國はとかく科学者を優遇しない習慣を持つております。各省共がよるな弊害が多年に亘つて行われ、おつたのでありますが、近年に至つて、ややそれらの弊害を矯正することができまして、各省とも、例へば運輸省にしても、厚生省にしても、或いは建設院においても、今日重要な幹部の地位には相当の技術者をその職に当らしめておるのであります。尙今後ともこの方面に十分の注意を加えて、科学的技術の万全なる利用を期したい、かように考へておるのであります。

第二は予算の問題であります。御承知の通り公共事業、土木事業はその基本としては資材を必要とするものであります。予算を莫大に計上しまして、資材がない場合には、これを有効に利用することができないことは申すまでもないのであります。現在我が國において、これらの事業にどの程度の資材を利用する余地があるかということは、一應安定本部その他において計数を握つております。従つてその利用し得る資材の分量と、一面又國家財政の現狀に鑑みて、國費をどの程度まで支出し得るか、これを裏から申せば、國民の担税能力がどこまでこれらの事業に堪え得るかという点を考へまして、その二つの観点から予算を作つたのであります。現在の予算におきましては、公共事業費に幾ばくの予算を組むかということは、専らこの二つの点から考慮したものでありまして、資材においても、亦國庫の現狀においても、最大限の經費をここに計上したい、かように考へておる次第であります。

○國務大臣（一松定吉君） 只今小川君の御質問の中で、予算に関する点を數字を挙げて私はお答え申し上げたい。建設省に昇格いたしましたして、使つべき予算はどのくらいかということに對しましては、先刻総務局長から申上げましたように、別に昇格することによつて、今予算を増額するというにはなつておりません。でございますから、建設院として今回の予算に取上げて頂きまして數字を申上げますれば、事務費の方におきまして、二十三億一千萬圓、それから事業費の方におきまして百七十八億、昨年に比へますると、昨年は合計七十一億程であつた。それが、今申上げましたような二百何億というような莫大な予算を頂戴することができたのであります。これを本年度の公共事業費の四百二十五億に比較いたしますと、約半分の予算を建設院の方に頂戴することができた、こういうふうになるのであります。

これ以外に、尙この前申上げましたように、水害対策という方面で、非常に關係全部の方も盡力して頂きまして、予備費の十億というものがあつたのであります。それを災害の費用に優先してこれを使つて頂きたい、こういうふうなことを閣議の了解を得ておるのであります。さように御了承を願ひます。

○原口忠次郎君 議事進行について発言いたしますが、片岡総理並びに一松大臣の熱心な御答弁がございましたので、私共政府の意のあるところ、大體付度することができたと思ひます。それで今日の連合委員会はこの程度にし

て頂いて、そしてあとの法律案の審議を國土計画委員会にお任せ願つたらどうか、こういうふうな考へますが、一應お諮りいたします。

○委員（赤木正雄君） その前にちよつと……総理は今日は少しお時間があつたのでありますから、総理に對する御質問があるならばこの際お願いしたいと思ひます。

○岩崎正三郎君 この建設省の問題は片岡内閣が建設院を作るときから大分問題がありまして、その当時片岡総理はよい案が思ひ出ればやうたいのだ、そのつもりでいるという答弁をされたのであります。片岡内閣の施政方針を大體御覽になると、御演説があつたこの内閣が、さういふ片岡総理が総合的の建設省を作るといふ意向であるといふことを言つたにも拘らず、今日まで片岡内閣の方針を大體踏襲するといふ立場にある片岡内閣が、未だかような先程各同僚委員から話されたような貧弱な提案をしてゐる。それに

ついてはいろいろ事情もありまして、果してさういふ程度のものをを出すに於いて、一体農林省とか厚生省とか商工省とかさういふ各大臣と詰り詰り詰つたことがあつたか。少くとも私共は今水害問題治山治水の問題に關連して農林關係の問題は至急建設省に融合する必要があると考へるものであります。一つ少くとも総理は農林大臣とこの問題を話したことがあつたか。又話されたならばどんなふう

に農林大臣はこの問題の解決について御答弁があつたか、ちよつとお伺ひします。

○國務大臣（片岡均君） この案を決めるのはむろん閣議であります。閣議においては所管大臣であるかと否とを問はず、皆國務大臣としてそれ／＼の意見を開陳せられたのであります。その意見の開陳せられた後に閣議としてこの案を議決したのであります。無論農林大臣もその他の各省大臣もそれ／＼意見のあるところは述べたのであります。さうして最後の結論としてこの案を出したのであります。中にはこの案を絶対支持する閣僚もあり、又中にはこれでは不十分だといふ意見も相當に聞かれたのであります。御承知の通り、閣議においてどの大臣がどうい

う意見を述べたかといふことは從來の慣例上外に發表しないことになつております。又さういふ意見を一々發表することになりますと、將來閣議の進行上においても随分困ることも出て参りますから、その点はよく事情を御察を願ひたいと思ひます。

○岩崎正三郎君 閣議のお話をできないといふけれども、これはさういふ議會の委員会でもできないかどうか。そのことはまだ私個人にして知りませんけれども、併し私共が地方に居りまして、治山治水問題を論ずる場合に直ぐ農林關係の問題が出て参るのであります。恐らくさういふ総合的な建設省を作りたいといふことは、大臣も亦総理もよく考へておられると言ひながら實際農林大臣として閣議においてただ通り一遍に閣議として話しておられるといふことは、恐らく我々は承服できないのであります。若ししてないならば至急農林大臣と総理と話をして、政府として總めて一つ御答弁を願ひたい、かように思ひます。

○小野君 先程來総合的な建設行政を強力に実施するための建設省設置について、活潑な御議論があつたのであります。仮に建設省ができた場合には、何と申しましたも、優秀な技術者を多數に包容して置くこと、又充實された工事能力を持つて置くこと、同時に機械的な設備を備へて置くこと、さういふことが、實際の問題として必要であることは申すまでもないのである。それと共に今回の御提案の建設省設置法案によりますと、地方の部局と

いたしまして地方建設局を設ける、或いは又工事事務所を設けられるといふふうなことも相成つておりました。而もこれらの地方の機關は國の直轄工事を担当いたしますことに相成りますので、建設省自体の企画が、現実に國民の福利の上に現れて参ります。これは、地方の機關が如何に能率的に、且十分なる運営ができるかどうかといふことにかかつて来るということも考へられるのであります。これらの点につきましましては、総理の御答弁を今日は煩わす意思はございません。

もう一つ考へなければならんことは、先般も大臣からお話がありました本年度は公共事業費中の約半ばを建設院の仕事の上に用ゐようといふふうな状態になつておられることは、誠に結構だと存じますが、この建設院なり或いは建設省なりが担当しております仕事を、誠に廣範圍であり、又緊急を要する面が非常に多いのであります。従つて現在の國力から考へまして、この程度の國費の支弁によつて果して所

期の目的を達成し得るかどうか、國民の期待いたします。よな建設行政が遂行されるかどうかということは、十分に検討をいたさなければならんと存じます。それにつきまして総理に伺つて置きたいことは、我が國の國土の復興、多岐に亘つておるところの諸計画を遂行いたして行きますために、対日援助計画等とも関連いたしまして、外資の導入、即ち資金、資材の導入等に関しまして、政府は如何に御盡力をなされつつあるか、又如何なる見通しをお持ちになつておるか、この点についてこの際伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(青田均君) 我が國の經濟再建のためには、無論根本は、國民の自發的な努力に俟たなければならぬので、これは申すまでもないことなのでありますが、その努力のみによつて尙且十分な計画を遂行し得ないといふ場合には、勢ひ外國の物質的援助に俟たなければならぬことは申すまでもないのであります。この点は恐らく日本國民大多數が同様に感じておることと思ひます。従つて外資を我が國に導入するためには、何よりも先ず以て諸外國の信頼を博するごとき態勢を國內において整へることが必要である。その個々の條件につきましては、

本會議等においても答弁をいたした機会がありますから、特に本日はこれを繰返すことはいたしません。併しこの問題は、一にかかつて我が國がどういふ方向に動きつつあるかということによつて左右せられるのでありまして、現に六月二十日にアメリカの議會は閉會いたしました。その際にアメリカ陸軍省の予算において、新聞で報ぜら

れた通りの予算を一應決定いたしました。それ以外においても、棉花借款のために六千万ドル、或いは回轉基金として一億五千万ドル等のクレジットも設定されております。併し必ずそれだけのものが来るかというところではないのであります。現に一兩日來のアメリカのラヂオ放送等によつて見ても、日本國民が今尙經濟再建のために必要な予算さえも審議を終らずして、國內に政治的にも、亦議會運営の上にも幾多の好ましからざる徴候が現れておる、その結果如何によつて確定的の金額を決める、こういうことになつておるのであります。いよく最後のにとれだけの対日援助が実行できるかということ、恐らくここ一週間ぐらいの経過を待たなければ、正確には何人も判斷し得ない、かように考えられる次第であります。

○委員長(赤木正雄君) 先程原口委員から、動議がありました。併し尙質問があるかも知れませんが、明後日も一度やることにいたしては如何でしょうか。或いは原口委員の動議の通りにいたしますか。尙これは決算委員会に付託されたものでありますから、その点もお考え願ひたい。

○小野哲君 今原口委員からの御発言がありました。只今委員長からお話になつたような付託の關係もありまして、若し皆様に諮り願ひまして、連合委員会という形式で御審議を進め下さることになりますれば、好都合ではないかと思ひますが……。

○委員長(赤木正雄君) 如何でしようか、連合委員会としてやはりやつた方

がよくないでしようか。

〔結構です〕と呼ぶ者あり

○委員長(赤木正雄君) ではそういうことにいたします。明後日午前十時からやることにいたします。本日はこれを以て散會いたします。

午後零時四十八分散會

出席者は左の通り。

決算委員

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

大山 安君
久松 定武君
内閣總理大臣 青田 均君
外務大臣 一松 定吉君
國務大臣 中田 政美君
總理府事務官
局長(建設院事務官) 中田 政美君

下條 康君
太田 敏兄君
西山 龜七君
伊達源一郎君
岸崎正三郎君
北村 一男君
田方 進君
深川タマエ君
小野 哲君
鈴木 憲一君
山崎 恒君
山下 義信君
兼岩 傳一君
千田 正君
小川 友三君
赤木 正雄君
原口忠次郎君
島津 忠彦君
島田 千壽君
石坂 豊一君
平沼彌太郎君
田中 信儀君
仲子 隆君

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局